

限度額適用認定証の 申請が不要になりました

「オンライン資格確認システム」を導入している医療機関では、情報提供に同意することにより、限度額適用認定証を提示しなくても「健康保険証」または「マイナンバーカード」のみで窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができます。

システム
導入以前

すべての医療機関で医療費が高額になりそうなとき、事前に申請し「限度額適用認定証」の準備が必要でした。



システム
導入後は...

「限度額適用認定証」がなくても、
限度額を超える支払いが免除されます。

※オンライン資格確認システム未導入の医療機関等では、引き続き紙の限度額認定証の提出が必要になります。

【医療機関等の窓口で限度額情報を利用するには・・・】

従来の「保険証」を提示して
「オンライン資格確認システムで限度額
情報を確認してほしい」と申し出る

または

マイナンバーカードリーダーの画面で
「限度額情報を提供する」を選択する



※マイナンバーが健康保険組合に未登録の場合等、医療機関等において資格確認ができないことがあります。

※被保険者が非課税者の場合、別途「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。